



特定商取引法が改正されました

(平成16年11月11日から適用)

「水質検査」と言って訪問し、浄水器などを販売する点検商法や電話で事務所に呼び出して高額な商品売りつけるアポイントメントセールス、「友達を誘って商品を売れば儲かる」と勧誘する連鎖販売取引(マルチ商法)などの消費者トラブル防止のために、特定商取引に関する法律(特定商取引法)が改正されました。

主な改正点である事業者への規制強化や消費者救済のための契約の取消し、クーリング・オフ妨害への対応、マルチ商法の中途解約・返品ルールの導入などについてご紹介します。

1 悪質な訪問販売業者等に対する規制強化

●勧誘目的の明示の義務付け



事業者には、訪問販売をする際には、販売目的の訪問であることをまず明示することを義務づけた。

違反すると **行政処分対象**
(改善指示、業務停止命令)

●販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上での勧誘の禁止



事業者には、販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない個室等に誘い込んで勧誘することを禁止した。

違反すると **罰則対象**
(懲役又は罰金又は併科)

●重要事項をわざと告げない行為を禁止



事業者には、重要事項(商品・役務の内容、取引条件、クーリング・オフに関する事など)をわざと消費者に言わない行為を禁止した。

違反すると **罰則対象**
(懲役又は罰金又は併科)

2 契約の取消権の規定

事業者の勧誘行為の中に**重要事項**(商品・役務の内容、取引条件、クーリング・オフに関する事など)をわざと告げない行為または**重要事項の不実告知**があり、消費者が誤認して契約した場合は取消しができる。

取消しできる期間

- ①誤認に気がついた時から6ヶ月
- ②契約してから5年

●不実告知(事実と違うことを言う)



3 クーリング・オフ制度の強化



事業者がクーリング・オフについて嘘を言ったり、脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、消費者はクーリング・オフ期間(8日間または20日間)経過後もクーリング・オフができる。

事業者が改めてクーリング・オフを記載した書面を交付し、説明した場合はその時からクーリング・オフの期限が改めて設定されます。

4 連鎖販売取引(マルチ商法)における中途解約・返品ルールの導入



組織に入会した消費者はクーリング・オフ経過後も中途解約ができる。入会后1年未満で退会する場合は、商品の引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば、その商品を返品し、適正な額の返金を受け取ることができる。

目次

- 特定商取引法が改正されました..... 1
- お酢と重曹で台所掃除にチャレンジ..... 3
- 相談室から 身に覚えの無い請求は無視...でも裁判所からの通知が届いたら?... 2
- 情報掲示板..... 4

相談室から

身に覚えの無い請求は無視……でも裁判所からの通知が届いたら？



Q1 身に覚えの無い有料情報サイトの利用料金請求を無視していたら、裁判所から通知が届いた。これも無視すると裁判で敗訴となると聞きましたが、本当ですか？

A1 この数年「アダルトサイトの利用料」などの名目で身に覚えの無い請求が来たという相談が急増しており、消費生活センターなどでは、このような請求は相手にしない、無視するようと呼びかけてきました。ところがこれを逆手に取って少額訴訟や支払督促などの制度を悪用し、法的な手続きを経て架空の支払義務を確定させようとする手口について、注意が必要となっています。

少額訴訟も支払督促も、金銭の支払いをめぐるトラブルを速やかに解決するためのもので、比較的簡易に提訴、申立てができます。提訴・申立てがあると債務者とされた人あてに裁判所から封書で書類が届きますがこれに対して「無視」し続けていると、例え請求に全く根拠が無かったとしても、債務者が請求を認めたとして少額訴訟では敗訴となったり、支払督促については申立人からの申立てにより仮執行宣言が付され、強制執行へと進むことがあります。

しかし提訴、申立ての手続きが簡易な分、それに対して反論をする機会は十分設けられています。万が一、裁判所からの文書が届いたら、慌てずに裁判所の指示に従って手続きを進めることが大切です。

Q2 具体的にはどのような手続きになるのですか？

A2 下図のとおりです。

少額訴訟

(訴えを起こす人)

訴状提出

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

判決

(裁判所)

訴状受理・審査

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

和解

(訴えを起こされた人)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

支払督促

(申立人)

支払督促申立書提出

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(裁判所)

申立書受理・審査

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

→ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(申立てられた人)

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

支払督促等の送達を受けた日の翌日から2週間以内(必着)

裁判所から①少額訴訟の呼出状等、③支払督促等が来たら、届いた書類をよく読み、身に覚えの無いものであれば、きちんと反論することが必要です。②答弁書や④異議申立書を裁判所あて提出しましょう。

Q3 取り合えず裁判所から送られてきた書類どおりに手続きすれば良いのですね。

A3 少し待ってください。まずは、その呼出状や支払督促が本当に裁判所から送られてきたものかどうか、直接裁判所に確かめることが重要です。他の地域で裁判所の名前をかたって偽の支払督促が送りつけられたということがあります。本物のように見せかけて巧みに連絡を取らせる、慌てて和解に応じさせるなどの手口である可能性もあるのです。通知に記載のある連絡先ではなく、電話帳などで調べた裁判所の電話番号で確認をしてください。

Q4 一般の人は、裁判所からの書類が来たらそれだけでびっくりすると思います。防ぐ手立てはありませんか？

A4 絶対に防げるという有効な手段は残念ながらありません。しかし、住所や名前などの個人情報がかたからないなかでは、こうした訴えや申立てはできないと考えられますので、不審な電話に応じない、信頼のおけないインターネットサイトで気軽に情報を入力しないなど、日頃から個人情報の管理に気をつけることが大切です。

身に覚えの無い請求については相手にしないということが原則ですが、裁判所名の封書が届くなど不安な点がありましたら消費生活センターまでお気軽にご相談ください。

お酢と重曹で台所掃除にチャレンジ!!

台所用洗剤がいろいろ売られていますが、昔から使われている重曹や酢の効用を見直してみませんか？台所に常備しておけば、料理や後片付けをしながら手軽に掃除ができます。頑固な汚れになってしまうと、重曹や酢では落ちにくいので、軽い汚れのうちに落とすのがコツです。

重曹(重碳酸ソーダ)



お菓子作りや山菜等のアク抜きに使われているもので薬局やスーパーで販売されています。細かいパウダー状なのでフタに小さな穴の開いた容器に入れて使います。

注意 ●アルミ製品に使用すると黒ずみの原因になる。

酢(酢酸)



表示に「食酢」とあるものを水で2~3倍に薄めてスプレー容器に入れて使います。調味酢は砂糖など他の成分が入っているので掃除には不向きです。

注意 ●鉄製品に使用するとサビの原因になる。
●塩素系の洗剤とは絶対一緒に使用しない。
●牛乳の汚れには使用しない。

ポットの水あか

ポットの八分目まで湯を注ぎ、湯1ℓに対して50ccの酢を加える。1時間ほどおいてからスポンジで洗い流す。湯沸しポットなら一度沸騰させる。沸騰したら、スイッチを切り冷めるまで待ち、スポンジで洗い流す。

鍋の焦げ

鍋に水カップ1と重曹大さじ1を入れて煮立てる。焦げ付きがやわらかくなったら、スポンジで洗い流す。

ガスコンロ台の油汚れ

油汚れに重曹を振りかける。古い歯ブラシやぼろ布でこすった後、水ぶきする。

蛇口の汚れ

直接、酢をスプレーしぼろ布でこする。

シンクの汚れ

シンクの内側に重曹をふりかけ、スポンジでこすり、水で洗い流す。

三角コーナーのぬめり

湿らせたスポンジに重曹をつけ、三角コーナー全体をこする。汚れが落ちたら洗い流す。その後、酢をスプレーしておく。

冷蔵庫内の汚れ

庫内の内側は酢を直接吹きつけ、布でふき取る。ゴムパッキングの黒ずみは、古くなった歯ブラシに重曹をつけて磨く。

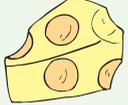
台所は食べ物を扱う場所ですので、掃除に使用する洗剤にも注意が必要です。その点重曹やお酢でしたら、万が一食器や食品に付着しても安心です。油や手あかの汚れには重曹、水あかやカビの汚れにはお酢の基本を活用して、台所掃除にチャレンジしてみませんか。

情報掲示板

名古屋市消費生活センターでは、次のような消費者向けの実習講座を開催していますのでぜひご利用ください。 **受講料は無料です**



実習講座のご案内

<p>①テングサからのところてん作り テングサからコーヒー味や抹茶味などのところてんを作り、食物繊維について考えます。</p>	<p>②豆腐作り 黒豆、青豆、黄豆から三色豆腐を作り、大豆蛋白、遺伝子組換え、有機農産物について考えます。(右写真)</p>	
<p>③こんにやく作り こんにやく粉からこんにやくを作り、こんにやくに豊富に含まれる食物繊維について考えます。</p>	<p>④バター作りとチャパティ 生クリームからバターを作り、チャパティを焼きます。乳製品の栄養について考えます。</p>	<p>⑤チーズ作り 牛乳からフレッシュチーズを作り、乳製品の栄養について考えます。</p> 
<p>⑥野菜果物のビタミンCとジュースの糖度測定 遠心式と圧搾式のジューサーで作ったジュースのビタミンC、糖度を測り、ビタミンCと食物繊維について考えます。</p>	<p>⑦食品添加物の簡易テスト 清涼飲料水やハムなどに含まれる食品添加物の簡易テストをして、食品添加物について考えます。</p>	<p>⑧ミネラルウォーターの簡易テスト ミネラルウォーターの飲み比べやカルシウム量などの簡易テストをして、おいしい水、安全な水について考えます。</p>
<p>⑨牛乳パックからの再生はがき作り 牛乳パックから紙すきをして再生はがきを作り、紙のリサイクルについて考えます。</p> 	<p>⑩入浴剤作り 重曹などを材料とした発泡タイプの入浴剤を作り、入浴剤の効果、温泉の効果について考えます。</p>	<p>⑪シミ抜き シミ抜き用の綿棒を作り、シミ抜きを行いながら、漂白剤の利用方法や上手なシミ抜きの仕方について考えます。</p>

- **申込み対象・定員** 市内在住の方で10~30名までのグループ
- **開催日時** 月~金(祝日除) 午前9時から正午 午後1時から午後5時(所要時間 約2~3時間)
実習後などに悪質商法についての話を聞いていただくこともできます。
- **開催場所** 名古屋市消費生活センター 消費者開放試験室(伏見ライフプラザ10階)
- **申込み方法** 希望日の1カ月前までに、実施したい講座を電話で名古屋市消費生活センター試験係(☎222-9679)までお申込みください。

くらしの情報プラザからのお知らせ

「60歳からの幸せの条件」

【著者】石川由紀
【発行所】株式会社情報センター出版局

第二の人生を「幸福」にするためには、お金のやりくり・防犯・病気・介護・葬儀・お墓等、多岐にわたる知恵が必要です。本書には、これらのノウハウがいっぱい詰まっています。サービスの利用法や連絡先の電話番号が記載され、非常に具体的・実用的なガイド本です。生涯現役で長生きを楽しむために、お勤めの一冊です。



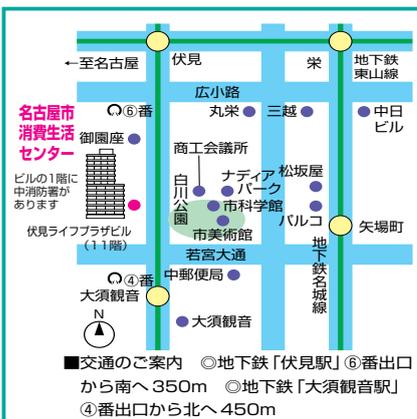
「お金のしつけと子どもの自立」

【編者】子育てグッズ&ライフ研究会
【発行所】合同出版株式会社

今の子どもたちはモノやサービスであふれた社会に育ち、少子化の影響もあり、親や親類から小遣いなどとしてもらえるお金は高額になっています。将来、健全な社会生活を送るためには、幼いときから適切な金銭感覚を身に付けることが、大切になってきました。この本では、お金の与え方をはじめ、お金に関するしつけ方などについて、それぞれ具体的な事例と楽しいマンガでたいへんわかりやすく紹介しています。



これらの本は名古屋市消費生活センター「くらしの情報プラザ」で貸出ししています。詳しくは222-9677までお問合せください。



利用のご案内

- **相談電話** ☎ 222-9671
相談時間 月~金(祝日除) 午前9時~12時 午後1時~4時15分
(ただし、継続相談は午後5時まで)
- **土曜日テレフォン相談** ☎ 222-9690
相談時間 土曜日(祝日除) 午前9時~11時 午後1時~4時
- **くらしの情報プラザ** ☎ 222-9677
月~土(祝日除) 午前9時~午後5時

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



※このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100%白色度80%)